国立大学法人和歌山大学危機管理規程

制 定 平成 2 9年 1 月 2 7 日 法人和歌山大学規程第 1 8 8 0 号 最終改正 令和 2年 3 月 2 7 日

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学(以下「本学」という。)において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制その他基本事項を定めることにより、本学の教職員及び学生等の安全確保を図るとともに、本学の社会的な責務を果たすことを目的とする。
- 2 本学の危機管理については、法令及び本学の規程等に定めるもののほか、この規程の定める ところによる。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 教職員及び学生等 本学の役員及び教職員並びに学生、児童・生徒並びに本学において業務を行うことが認められている者をいう。
 - (2) 危機 火災、災害、テロ、重篤な感染症等の発生その他の重大な事件又は事故により、 教職員及び学生等の生命若しくは身体又は本学の組織、財産若しくは名誉に重大な被害 が発生し、又は発生するおそれのある緊急の事象及び状態をいう。
 - (3) 危機管理 想定される危機に対する体制及び対応策を検討し、措置を講ずるとともに、 危機発生時においては、原因及び状況の把握・分析並びにその危機によってもたらされる事態を想定することにより、被害及び影響を最小限に抑制するために対応することを いう。
 - (4) 部局等 本学組織規則第15条に規定する学部等及び第16条に規定する基幹、機構 及び附属機関並びに第18条第1項に規定する事務局をいう。
 - (5) 部局等の長 前号に規定する部局等の長をいう。

(学長等の責務)

- 第3条 学長は、本学における危機管理を統括する責任者であり、危機管理を推進するとともに、 必要な措置を講じなければならない。
- 2 理事は、学長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。
- 3 部局等の長は、当該部局等における危機管理の責任者であり、全学的な危機管理体制と連携を図りつつ、当該部局等の危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 教職員は、危機管理意識をもって、その職務の遂行に当たるものとする。 (学長の代理者)
- 第4条 学長が外国出張等により不在の場合及び学長に事故がある場合は、予め本学役員会で定める順位により、理事が前条第1項に規定する業務を代理する。

第2章 平常時における危機管理

(危機管理委員会)

危機管理規程

- 第5条 学長は、本学における危機管理の実施に関し必要な事項を検討するため、本学危機管理 委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 危機管理に関する事務は、危機管理室において処理する。

(部局等の長の危機管理業務)

- 第7条 部局等の長は、当該部局等における危機管理に係る次の各号に掲げる業務を行うものと する。
 - (1) 情報の収集及び分析並びに対応策の検討に関すること。
 - (2) 緊急時の組織体制及び活動内容の決定に関すること。
 - (3) 緊急時の情報伝達方法の整備に関すること。
 - (4) 危機管理マニュアル等の作成、見直し及び周知に関すること。
 - (5) 教職員及び学生等に対する適切な情報提供に関すること。
 - (6) 教職員及び学生等の危機管理意識の向上を図る研修及び訓練の実施に関すること。
 - (7) その他危機管理に係る必要な事項の実施に関すること。

第3章 緊急時における危機管理

(危機に関する通報等)

- 第8条 教職員及び学生等は、緊急に対処すべき危機が発生し、又は発生するおそれがあること を発見した場合は、部局等の長に通報しなければならない。
- 2 前項の通報を受けた部局等の長は、速やかに当該危機の状況を確認し、学長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(危機対策本部の設置)

- 第9条 学長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講ずる必要があると判断する場合は、速やかに危機対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。
- 2 対策本部は、原則として事務局に設置するものとし、事務局に置くことができない場合は、 状況に応じて他の部局等に設置するものとする。
- 3 対策本部の構成等は、次のとおりとする。
 - (1) 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
 - (2) 副本部長は、理事の中から本部長が指名する者をもって充て、本部長を補佐する。
 - (3) 本部員は、前号以外の理事、及び総務課長、施設整備課長、学務課長をもって充てる。
 - (4) 本部員には、必要に応じて関係する部局等の長を加えることができる。
- 4 対策本部の事務は、総務課が主管し、危機管理を担当する理事が事務局から関係する者を指名し、参画させる。
- 5 対策本部の組織及び緊急連絡体制等の必要な事項は、学長があらかじめ定めるとともに、教職員に周知しておくものとする。
- 6 対策本部は、本部長が危機の終息の宣言を行ったときに解散するものとする。 (危機対策本部の権限)
- 第10条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。

- 2 教職員は、対策本部の指示に従わなければならない。
- 3 対策本部は、その事案処理に当たり、特に緊急を要する場合、本学役員会、本学経営協議会 及び本学教育研究評議会(以下「役員会等」という。)の審議を含め、本学の学内規程等によ り必要とされる手続を省略することができる。
- 4 前項の場合において、対策本部は、事案の対処の終了後、役員会等に報告しなければならない。

(危機対策本部の業務)

- 第11条 対策本部は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 危機に係る情報の収集及び分析に関すること。
 - (2) 危機に係る必要な対策の決定及び実施に関すること。
 - (3) 危機に係る教職員及び学生等への情報提供に関すること。
 - (4) 危機に係る関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 危機に係る報道機関への情報提供に関すること。
 - (6) 部局等の危機対策本部との連携に関すること。
 - (7) その他危機への対応について必要な事項に関すること。

(部局等における危機対策実施本部)

- 第12条 部局等の長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機対策を 講ずる必要があると判断する場合は、当該部局等に危機対策実施本部(以下「部局本部」とい う。)を設置するものとする。
- 2 部局本部を設置したときは、当該部局等の長は、遅滞なく学長に報告するとともに、その内容、対策方針及び対策状況等について、随時、学長に報告するものとする。この場合において、学長は、当該危機が複数の部局等に影響を及ぼすものと判断するときは、対策本部を設置し、全学的に対応することができる。
- 3 部局等の長は、当該部局等のみに係る危機であっても、全学的に対応すべきものと判断する 場合は、学長に対し対策本部の設置を申し出るものとする。
- 4 部局本部の組織及び業務並びに緊急連絡体制等の必要な事項は、部局等の長があらかじめ定めるとともに、部局等の教職員に周知しておくものとする。
- 5 部局本部は、部局等の長が危機の終息の宣言を行ったときに解散するものとする。

第4章 雜則

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成29年1月27日から施行する。

附 則(令和元年5月15日一部改正:法人和歌山大学規程第2164号)

この改正規程は、令和元年5月15日から施行する。

附 則(令和2年3月27日一部改正:法人和歌山大学規程第2225号)

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。